

【会議録（書面会議）】

会 議 名	令和3年度第3回多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会
開 催 日 時	令和3年5月14日（金） 会議開催通知及び資料送付 令和3年5月17日（月） 委員からの質疑集約 令和3年5月17日（月） 委員へ質疑回答 令和3年5月18日（火） 委員からの意思集約 令和3年6月18日（金） 結果通知 ※上記やり取りをもって一回の会議開催とみなします。
開 催 場 所	書面会議により開催（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため。）
委 員	藤崎会長、牛島委員、川合委員、小谷委員、櫻井委員、帆足委員、松村委員
事 務 局	総務部文書法制課文書公開係
会 議 次 第	①個人情報の本人以外収集（市民経済部市民課） ②個人情報の目的外利用（子ども青少年部子育て支援課） ③個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（子ども青少年部子育て支援課） ④個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（子ども青少年部子育て支援課） ⑤個人情報の本人以外収集（子ども青少年部子ども家庭支援センター） ⑥個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（子ども青少年部児童青少年課） ⑦個人情報の目的外利用（健康福祉部健康推進課） ⑧個人情報の処理に係る情報システムの変更（健康福祉部健康推進課） ⑨個人情報の処理に係る情報システムの変更（健康福祉部健康推進課） ⑩個人情報の処理に係る情報システムの変更（教育部学校支援課）
送 付 資 料	資料1 審議会諮問書（個人情報の本人以外収集／市民課） 資料2 審議会諮問書（個人情報の目的外利用／子育て支援課） 資料3 審議会諮問書（個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託／子育て支援課） 資料4 審議会諮問書（個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託／子育て支援課） 資料5 審議会諮問書（個人情報の本人以外収集／子ども家庭支援センター） 資料6 審議会諮問書（個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託／児童青少年課） 資料7 審議会諮問書（個人情報の目的外利用／健康推進課） 資料8 審議会諮問書（個人情報の処理に係る情報システムの導入／健康推進課） 資料9 審議会諮問書（個人情報の処理に係る情報システムの変更／健康推進課） 資料10 審議会諮問書（個人情報の処理に係る情報システムの変更／学校支援課）

会議の結果及び主要な意見

① 個人情報の本人以外収集（市民経済部市民課）
（委員からの質疑と回答）

委員

証明書等の持ち帰りを防ぎたいとのことであるが、防犯カメラの位置をここにした理由は何かあるのか。

確かにコピー機を使用し、原紙を忘れることがある。特に個人情報が置き忘れられると心配が生まれる。この売店でこのような事件事故があったのだろうか。また、設置しようとの動機は、単に個人情報の持ち帰りを防ぐというものであるのか。

市民課

原紙忘れの他、マイナンバーカードや証明書強奪などあらゆる事件事故の可能性は想定されていますが、この売店でも、全国のコンビニ交付店舗でも、そのような事案の報告はありません。

重要な特定個人情報のセキュリティを万全にするための措置と理解しております。

委員

資料1の「収集する個人情報の項目」では、撮影画像は「保存期間最大1年半」とあり、別紙1の6にも同旨の記載がありますが、別紙3の基準（案）の4条1項2号には、画像保存期間は原則として7日間である旨の記載があります。両者の関係の御教示をお願いいたします。

また、別紙3の基準（案）の1条の内容（表現）を個人的には理解しかねます。雛型に文言を挿入したものと推察されますが、改めるほうがベターではないでしょうか。

市民課

申し訳ございません。再度内容を改め、修正案を作成しました。（別紙）

委員

別紙3の基準（案）の4条1項但書で「多摩市長……の指示がある場合は、この限りでない」というのは、同項本文にいうような各号の遵守をしなくてもよい（例：編集・複製できたり、アクセス可能な者を管理責任者等に限定しないでよい）という意味になりませんか？ 多摩市長による指示は、どのような場合になされると想定されており、どのような手続でなされるものなののでしょうか？

市民課

「多摩市長……の指示がある場合は、この限りでない」の但書は、第5条第1項3号の捜査機関等から提供を求められたときに、複製または印刷することを想定しております。また、最小限の提供にできるよう、最大1年半のデータのうち、1日分を切り取って提供するなど、編集・加工も想定されます。

アクセス権を管理責任者等に限定しないなどは想定しておりません。

委員

売店の職員の方にはカメラの設置や取扱いについて何かしらの周知をするのでしょうか？

市民課

売店とは協定を結び、取扱責任者の指定する取扱者として初期の対応をお願いいたします。画像の確認等が必要な場合は市民課に連絡していただき、市民課職員が対応する予定です。

委員	<p>マルチコピー機を使用するものは不特定多数の者で、住民票の写しなど証明書を取る者以外の利用者もあり、防犯カメラで撮影されることの断り書きがあっても理由なく撮られていることを不快に思うのではないのでしょうか？</p>
市民課	<p>確かにコピー機を利用するだけの人も撮られますし、不快に思われる方はいらっしゃると思いますが、コンビニ交付を実施する上でのセキュリティの確保のため、必要になります。</p> <p>例えば、先にコンビニ交付を利用し取り忘れた方がいて、その後にコピーのみの利用で来た方が持ち去った場合、コンビニ交付利用の有無にかかわらず撮影する必要があります。</p> <p>市役所にあるコンビニ交付システムでは、いつどの証明書がどのコンビニで利用されたかはログで追えますし、防犯カメラの画像には日時も出ますので、どの時間に誰が利用していたか確認できます。</p> <p>ただし、コンビニ交付システムのログで追うなどの権限は、コンビニ交付の担当になった職員など限られた職員のみが利用できるシステムであり、職員の操作ログも残ります。指紋認証とパスワード認証の2要素認証を必須とする厳格な運用をしております。</p>
委員	<p>撮影範囲は、必要最小範囲としているが、撮影した画像からどのような目的でコピーを取っている人なのか判別できる基準があるのでしょうか？</p>
市民課	<p>コピーの目的は判別できません。時間と映像で誰が操作したかが判別できます。</p> <p>防犯カメラの映像を確認する時は、何か事件があったときその日時を特定して映像の確認等をするもので、それ以外の目的では使用しません。</p>
委員	<p>持ち去り防止のための撮影であっても不正を働く人と、証明書を取る人と、単に証明書以外のコピーを取る人との判別はどこでわかるのでしょうか？</p>
市民課	<p>持ち去り防止というのは、防犯カメラがあることにより抑止力になるということです。</p> <p>しかし持ち去りがあった場合でも、映像を確認し誰が持ち去ったかを早期に特定し警察に通報する等犯罪行為につながらないようにするためのものになります。</p> <p>証明書を取る人とコピーを取る人の判別は、最終的にコンビニ交付システムによる利用のログと防犯カメラの映像を照合することで分かります。</p>
委員	<p>もし不審者がわかったとしても、どのような手段で追跡できるのでしょうか？</p> <p>ブラックリストを作るか、警察に通報するか防犯対策の手段として画像を利用するのでしょうか？</p>
市民課	<p>警察に通報し、防犯対策の手段として映像を利用したいと思います。</p>
委員	<p>コピー機は証明書発行に使うものと、使わないものと2台設置しては如何かと思います。証明書発行用に防犯カメラが必要であればそちらに付けるとして、証明書発行に</p>

使わないとしたコピー機にはカメラは付けないとしておけば、利用者にどちらを使うか選択する判断が委ねられて安心して使えるのではと考えます。個人情報も気にしなくて済むのではないかと推察します。

市民課

確かにそのように目的別に2台置ければコピーのみを利用する利用者が監視カメラで撮られないというところはクリアできると思います。しかし、売店の狭さに2台置くことは不可能で、また費用対効果をみても現実的ではありません。
通常のコンビニエンスストアでは、マルチコピー機の前に防犯カメラを置く場合がありますが、人が特定できる画質であることを前提として、店舗全体を撮影する防犯カメラでJ-LISのセキュリティ要件を満たしているものが大半です。
今回の防犯カメラの設置は、コンビニエンスストアの防犯カメラと同じような意味合いで、市民の皆様にご来店・ご来庁で便利に証明書を取っていただくために、セキュリティをしっかりと確保した上で安心してご利用いただけるようにするものです。

委員

修正後の運用基準案の3条1項2号が削除になっているようですが、これは、同号を削除するけどカメラ稼働中の旨の告知はする予定ということなのか、それとも、同号の削除により上記告知自体もしないこととするということなのでしょうか。
カメラ稼働中の旨を告知するほうが、個人情報保護の点、所期の目的を達成できそうである点、来庁者・来店者にも便宜であろう点から、少し気になりました。

市民課

事業者の標準仕様にはなかったため基準からは削除しましたが、市民課で別途用意し、表示板を設置いたします。

(結論)

出席の全委員7名から承認の意思表示があったため、個人情報の本人以外収集（市民経済部市民課）については同意するものとします。

② 個人情報の目的外利用（子ども青少年部子育て支援課）

（委員からの質疑と回答）

(結論)

出席の全委員7名から承認の意思表示があったため、個人情報の目的外利用（子ども青少年部子育て支援課）については同意するものとします。

③ 個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（子ども青少年部子育て支援課）

（委員からの質疑と回答）

(結論)

出席の全委員7名から承認の意思表示があったため、個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（子ども青少年部子育て支援課）については同意するものとします。

④ 個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（子ども青少年部子育て支援課）
（委員からの質疑と回答）

委員

別紙1の5.において、「委託に係る個人情報の項目」として、「氏名、住所、生年月日、年齢、電話番号、メールアドレス、」と記載されており、審議事項③であったような勤務先・在学先・資格は挙げられておりません。これは、審議事項④が同③にかかわる研修のフォローアップ研修に関するものであり、既に同③にかかわる研修（本研修）で上記3項目を取得済みであるとか、あるいは、フォローアップ研修では上記3項目の取得は不要である等と考えられたことによるものでしょうか？ もしも前者の理由なのであれば、本研修時の所属や資格取得状況とフォローアップ研修時のそれらとでは差異も出来していようかとも思うので、お聞きする次第です。

子育て支援課

令和3年度から新たに開始する「子育て支援員バックアップ研修」については、多摩市で誕生した子育て支援員研修の更なる質の向上を目的として実施するものとなります。

そのため、研修受講資格としては、「多摩市子育て支援員研修を修了した者」となっており、現在どの所属に属しているのか、資格の有無等については求めないものとなりますので、「勤務先・在学先・資格」については取得不要となります。

また、多摩市の子育て支援員研修を修了した方へのバックアップ研修への参加募集については、市で実施して、そのうえで参加希望された方の個人情報（氏名、住所、生年月日、年齢、電話番号、メールアドレス）を委託事業者と共有する形で委託事業を実施する予定です。

（結論）

出席の全委員7名から承認の意思表示があったため、個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（子ども青少年部子育て支援課）については同意するものとします。

⑤ 個人情報の本人以外収集（子ども青少年部子ども家庭支援センター）
（委員からの質疑と回答）

委員

「子ども家庭支援センター 防犯カメラ管理運用基準（案）」の4条1項但書で「多摩市長……の指示がある場合は、この限りでない」というのは、同項本文にいうような各号の遵守をしなくてもよい（例：編集・複製できたり、アクセス可能な者を管理責任者等に限定しないでよい）という意味になりまじょうか？ 多摩市長による指示は、どのような場合になされると想定されており、どのような手続でなされるものなのでしょうか？

子ども家庭支援センター

管理責任者等が不在で、緊急かつやむを得ない事情（生命・財産を守る必要等）がある場合に、アクセスできる者を必要最小限かつ限定的に拡大することや、編集・複製等を行うことが想定されます（特に土曜日の開所時は、管理責任者等不在の場合が多い）。

実際には、管理責任者等に電話等で確認・了解を取ったうえで対応することになると考えます。

(結論)

出席の全委員7名から承認の意思表示があったため、個人情報の本人以外収集(子ども青少年部子ども家庭支援センター)については同意するものとします。

⑥ 個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託(子ども青少年部児童青少年課)
(委員からの質疑と回答)

委員

ワークショップの参加者の保育を希望する人からの情報は、保育者の必要な情報であるとの理解でよいか。その情報に、保護者名とあるが、預けた方の名ではなく保護者とするのか。

児童青少年課

必要な情報であると考えています。

ワークショップ参加者のお子さんの一時保育を想定しており、保護者ではない方が預けにくることを想定していません。また、参加者は39歳までが対象なので、参加者に祖母祖父がいることも考えづらいと思います。万が一、保護者と預けた方の名前が異なる場合には、2名の名前を保護者名欄に記入していただくことで対応します。

委員

家族構成が必要な理由が私の中では分からない。性格とあるが、これは必要なのか。預かり手に必要な情報である預け手の個人情報について検討して欲しい。

児童青少年課

兄弟の構成や性格を予め知る事ができれば、保育者が児童を保育する際に性格等に配慮して対応できるため、この質問事項を設けています。回答したくないのであれば、無記入でも構いません。

委員

あまり本質的なことではなく恐縮なのですが、別紙2の冒頭にある「※当日必ずお持ちいただき、保育スタッフへお渡しください。」という記載は、どのような御趣旨でしょうか? 別紙1の「5. 個人情報の利用の流れ」によると、「保育連絡票」は利用希望者から市に提出された後、市からそのコピーを「受託事業者」に「当日手渡しで引き渡す。」ということなので、原本は市にあり、コピーは事業者に渡ることとなるようなので、上記の点をお聞きする次第です。

児童青少年課

ご指摘ありがとうございます。「保育連絡票」は利用希望者から市に提出された後、市からそのコピーを「受託事業者」に当日手渡しで引き渡すため、保育連絡票の「※当日必ずお持ちいただき、保育スタッフへお渡しください。」の一文は削除します。

(結論)

出席の全委員7名から承認の意思表示があったため、個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託(子ども青少年部児童青少年課)については同意するものとします。

⑦ 個人情報の目的外利用（健康福祉部健康推進課）
（委員からの質疑と回答）

委員

身体障害の手帳を持った人へのワクチン接種を進めるために、身体障害者の名簿を＜連絡先＞に渡し、啓発を頼むということなのか。心配だ。
個人情報の保護措置をもう少し具体的に聞かせてほしい。誰が誰に手渡しするのか。利用する職員は、本案件で何度ほど使うと考えられるか。

健康推進課

身体障害者手帳に関する情報については、障害福祉課担当者より予防接種担当者に手渡しで実施いたします。
利用に当たっては、主に通知物の発送を想定しており、複数回利用するのではなく、原則は一度のみ名簿をいただくことを想定しております。

委員

資料7の2頁目3（1）によると、掲載の各機関に対して「ワクチン接種に関する情報提供、接種の呼びかけ」を行なうとのことですが、①どのような情報を提供し、②接種に関する何について呼びかけをし、③それらをどのように行なっていくことが想定されているのでしょうか？詳細が不明であったので、お聞きする次第です。
例えば、①については、一般的な情報（接種会場・接種期間・予約手続など）を提供するだけなのか、それとも、個人情報の目的外利用を踏まえての業務なので、より具体的に対象となる個人を特定して（場合によっては教示したうえ？）連携先機関から当該対象者に働きかけることを期待しているものなのでしょうか？
また、②については、希望者は接種してほしい旨を一般的・抽象的に公知させるものなのか、それとも、個人情報の目的外利用を踏まえての業務なので、より具体的に対象となる個人を特定して（場合によっては教示したうえ？）連携先機関から当該対象者に働きかけることを期待しているものなのでしょうか？
さらに、③については、当該機関に広報誌やフライヤー等を配布して公知させたり、より具体的に多摩市の職員さんから電話・メール等を活用したりするのでしょうか？
また、資料7の2頁目3（1）において、「連携先」の機関として「自治会」が挙げられています。先の質問と重複しますが、自治会に向けてどのような情報を提供したり、どのような接種の呼びかけを、どのように行なうと想定されているのでしょうか？法人化されている自治会とそうでない自治会との別や、熱心に諸活動に従事している自治会とそうでない自治会との別があらうかと思しますので、情報提供・呼びかけの内容やそれらの手続次第では、問題も出来しようかと危惧し、お聞きする次第です。

健康推進課

はじめに、資料7については、要配慮者に対する対応を記載しており、記載の内容すべてにおいて個人情報の目的外利用をするものではございません。誤解を招く記載をしまい大変申し訳ございません。
今回の個人情報の目的外利用については、主に視覚障がい者の方に対して、所管課より名簿をもらい、点字文書（接種に関するお知らせ）を送付することを想定しております。
また、連携先に記載した機関と連携をとり、当該対象者に対してワクチン接種に関する情報提供や接種に関する支援を依頼することを想定しております。
なお、自治会については、対象者に関する個人情報を提供するのではなく、自治会内

でワクチン接種に係る情報を供給いただくように依頼することを想定しております。

(結論)

出席の委員6名から承認の意思表示があったため、個人情報の目的外利用(健康福祉部健康推進課)については同意するものとします。

⑧ 個人情報の処理に係る情報システムの変更(健康福祉部健康推進課)
(委員からの質疑と回答)

委員

別紙1の概念図において健康情報システム(下段右側)と、住民情報記録システム(左側)があるが、この2つのシステムが市が使っているもので、これと国のシステムのVRSを繋げるという図、と拝見しましたがLG回線を使って個人情報を国に安全に提供できるということだと理解しましたが、基盤となる個人のデータそのものの健康情報、住民情報、接種記録が他の人と間違えて提供されてしまったと仮定した場合、VRSの修正はシステム上可能なのでしょうか?

健康推進課

万が一修正が必要な場合でも、VRSのデータを修正することは可能です。

委員

ワクチンが不適合となる場合として、アレルギーの有無も関係があるように聞いておりますが健康情報のデータには、アレルギー症状及び疾病の有無も含まれていますか?

図の説明には書いてないのでどのようなデータが共有されるのか本人は確認できないので正確な情報が把握されているか、間違っていることが認識されている場合も無きにしても非ずで、そのようなことがあった場合は、市と国と両方の修正が可能かお問い合わせします。

健康推進課

健康情報システムのデータには、アレルギー症状及び疾病の有無も含まれておりません。

委員

別紙1の下方にある「保護措置について」において、「連携先は国のシステムであるため安全である」との記載がありますが、その具体的な理由の御説明をお願いいたします。

健康推進課

はじめに誤解を招くような記載をし大変申し訳ございません。
今回使用するVRSでは、マイナンバー制度と同様に、個人情報の一元管理を行わず、分散管理によることとしています。すなわち、自治体ごとに論理分離されたデータベースを構築し、自治体間で必要な限度で必要なデータを照会・提供できる機能としております。加えて、VRSが保有する個人情報は、予防接種に関する事務に係る個人情報のみです。

上記より、国が使用しているマイナンバー制度と同様な仕組みを用いたシステムであることから、国が準備しているシステム(実績のあるマイナンバーと同様の仕組みを用いたシステム)であることを記載した次第です。

(結論)

出席の全委員7名から承認の意思表示があったため、個人情報の処理に係る情報システムの変更（健康福祉部健康推進課）については同意するものとします。

- ⑨ 個人情報の処理に係る情報システムの変更（健康福祉部健康推進課）
（委員からの質疑と回答）

(結論)

出席の全委員7名から承認の意思表示があったため、個人情報の処理に係る情報システムの変更（健康福祉部健康推進課）については同意するものとします。

- ⑩ 個人情報の処理に係る情報システムの変更（教育部学校支援課）
（委員からの質疑と回答）

(結論)

出席の全委員7名から承認の意思表示があったため、個人情報の処理に係る情報システムの変更（教育部学校支援課）については同意するものとします。